

1 平成30年度神戸市水道事業会計予算繰越計算書

(1) 地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度繰越額
1資本的支出	1建設改良費	基幹施設 整備工事	2,747,608,121	1,437,102,425	723,192,000
		配水管整備 増強工事	5,593,360,647	3,886,959,888	1,560,504,000
		建物改良 工事	241,288,600	175,506,063	6,048,000
		貯浄配水施設 改良工事	1,542,612,372	1,116,411,787	379,933,000
合	計		10,124,869,740	6,615,980,163	2,669,677,000

(単位:円)

左 の 財 源 内 訳			不 用 額	翌年度繰越額に 係る繰越しを要 するたな卸資産 の購入限度額	説 明
国庫支出金	企 業 債	そ の 他			
-	-	723,192,000	587,313,696	1,000,000	工 程 調 整 の た め
-	-	1,560,504,000	145,896,759	10,000,000	工 程 調 整 の た め
-	-	6,048,000	59,734,537	-	工 程 調 整 の た め
-	-	379,933,000	46,267,585	1,000,000	工 程 調 整 の た め
-	-	2,669,677,000	839,212,577	12,000,000	

繰越明細表

事業名	工事名
基幹施設整備工事	配水池等耐震補強工事 北神2系統化整備工事 東灘揚・送配水管取替工事 西神地区配水管敷設工事 市街地送水施設連絡管整備 水質監視モニター更新工事 緊急貯留システムの整備 上ヶ原浄水場管理棟整備工事設計業務
	計
配水管整備増強工事	経年配水管更新工事 配水管新設改良工事
	計
建物改良工事	中部センター他壁面タイル補修工事
	計
貯浄配水施設改良工事	見津が丘特1高区配水池改造工事 有野ざい道配水池整備工事 名谷ポンプ場送水ポンプ盤更新工事 奥平野浄水場場内整備工事 平田2系外部電源装置更新工事 灘中層配水池場内整備工事 千苺浄水場粉末活性炭注入設備工事 名谷ポンプ場送水ポンプ設備更新工事 栄特1低区他防草対策工事 奥平野低層配水池入水制御設備改修 落合特1高層高区配水池整備工事 波豆船着場他整備工事 千苺浄水場土砂災害対策詳細設計検討業務
	計
合 計	

(単位:円)

繰越額	繰越理由
307,482,000	工程調整のため
218,393,000	工程調整のため
44,456,000	工程調整のため
43,981,000	工程調整のため
39,636,000	工程調整のため
29,771,000	工程調整のため
22,535,000	工程調整のため
16,938,000	工程調整のため
723,192,000	
1,517,140,000	工程調整のため
43,364,000	工程調整のため
1,560,504,000	
6,048,000	工程調整のため
6,048,000	
108,523,000	工程調整のため
67,410,000	工程調整のため
40,782,000	工程調整のため
28,452,000	工程調整のため
26,840,000	工程調整のため
22,336,000	工程調整のため
18,333,000	工程調整のため
14,620,000	工程調整のため
12,647,000	工程調整のため
12,183,000	工程調整のため
12,133,000	工程調整のため
8,222,000	工程調整のため
7,452,000	工程調整のため
379,933,000	
2,669,677,000	

2 平成30年度神戸市工業用水道事業会計予算繰越計算書

(1) 地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度繰越額
1 資本的支出	1 建設改良費	取浄配水施設 改良工事	2,400,684,000	531,570,488	1,200,488,000
合 計			2,400,684,000	531,570,488	1,200,488,000

繰越明細表

事業名	工事名
取浄配水施設改良工事	工水（東部地区）PIP工事その3
	工水（東部地区）PIP工事その2
	神崎川ポンプ場受変電設備改修工事
	甲東ポンプ場導水ポンプ制御盤更新工事
	上ヶ原浄水場工水4号沈澱池排水汚泥弁他更新工事
	上ヶ原浄水場再整備工事基本・実施設計業務
	工水（岡本地区）更新工事詳細設計業務
	甲東ポンプ場導水ポンプ井補修工事
上ヶ原浄水場管理棟整備工事設計業務	
合 計	

(単位:円)

左 の 財 源 内 訳			不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越しを要するたな卸資産の購入限度額	説 明
国 庫 支 出 金	企 業 債	そ の 他			
	700,000,000	500,488,000	668,625,512	-	工 程 調 整 の た め
-	700,000,000	500,488,000	668,625,512	-	

(単位:円)

繰 越 額	繰 越 理 由
641,447,000	工 程 調 整 の た め
337,357,000	工 程 調 整 の た め
54,611,000	工 程 調 整 の た め
48,280,000	工 程 調 整 の た め
45,846,000	工 程 調 整 の た め
37,682,000	工 程 調 整 の た め
19,224,000	工 程 調 整 の た め
13,241,000	工 程 調 整 の た め
2,800,000	工 程 調 整 の た め
1,200,488,000	

○参考

地方公営企業法 ぬきがき

(予算の繰越)

第26条 予算に定めた地方公営企業の建設又は改良に要する経費のうち、年度内に支払義務が生じなかったものがある場合においては、管理者は、その額を翌年度に繰越して使用することができる。

2 前項の規定による場合を除くほか、毎事業年度の支出予算の金額は、翌事業年度において使用することができない。

ただし、支出予算の金額のうち、年度内に支出の原因となる契約その他の行為をし、避け難い事故のため年度内に支払義務が生じなかったものについては、管理者は、その金額を翌事業年度に繰越して使用することができる。

3 前二項の規定により予算を繰越した場合においては、管理者は、地方公共団体の長に繰越額の使用に関する計画について報告をするものとし、報告を受けた地方公共団体の長は、次の会議においてその旨を議事に報告しなければならない。